

令和2年11月26日

監理団体 各位  
実習実施者 各位

外国人技能実習機構  
監理団体部長

## 金属アーク溶接等作業における健康障害防止措置について

外国人技能実習制度の適正な運用につきましては、平素から格別のご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて今般、金属アーク溶接等作業において発生する溶接ヒュームが、作業者の神経障害等健康障害を引き起こすおそれがあることが明らかになったため、労働安全衛生法施行令、特定化学物質障害予防規則等が改正され、一部の経過措置を除き令和3年4月1日から施行することとなりました。

外国人技能実習制度においても移行対象職種として「溶接」の職種（「手溶接」作業及び「半自動溶接」作業）が設けられており、アーク溶接を行うことを必須業務としています。つきましては、下記の点にご留意の上、技能実習生が健康に実習を行うことができるよう必要な措置を講じていただくようお願いします。

### 記

#### 1 改正により講じるべき主な措置の概要

##### (1) 全体換気装置による換気等

動力により作業場全体の換気を行う装置か、それに代わる装置（局所排気装置又はプッシュプル型換気装置）を設ける必要があります。

##### (2) 溶接ヒュームの濃度の測定等（\*）

作業者個人のばく露測定を行い、結果に基づいて有効な呼吸用保護具（防じんマスク等）の着用を行わせる等の措置を講じます（屋内作業場等である場合は経過措置があります。令和4年4月1日施行）。

##### (3) 清掃等の実施

作業場の床に堆積するヒュームを水洗等の方法により毎日1回以上掃除する必要があります。

##### (4) 特定化学物質作業主任者の選任

「特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習」を修了した者のうちから特定化学物質作業主任者を選任し、次の職務を行わせます（経過措置があります。令和4年4月1日施行）。

- ① 作業の方法を決定し、労働者を指揮すること
- ② 全体換気装置等健康障害を予防する装置を、1か月を超えない期間ごとに点検すること
- ③ 保護具の使用状況を監視すること

(5) 特殊健康診断の実施等

雇入れ時、配置転換時及びその後6月以内ごとに1回、神経症状の有無等について特殊健康診断を行い、その結果（個人票）を5年間保存する必要があります。

- (\*) 金属アーク溶接等作業を屋外作業場で行う場合又は毎回異なる屋内作業場で行う場合は、これに代えて有効な呼吸用保護具を使用させる必要があります（個人ばく露測定の実施義務はありません。）。

2 注意点

金属アーク溶接等作業に常時従事する労働者は、上記1(5)の特殊健康診断とは別に、じん肺健康診断も実施する必要があります。健診項目が異なるため、どちらか一方のみを実施すれば足りるものではありません。

3 その他

改正政省令については、厚生労働省の作成したリーフレットを参照ください。

（継続して屋内事業場で作業を行う場合）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654441.pdf>

（屋外作業場等で作業を行う場合）

<https://www.mhlw.go.jp/content/11305000/000654446.pdf>